

## 小松市ホストファミリーパスカード事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、外国人来訪者によるホームステイを受け入れする家庭に対し、市内文化施設及び観光施設に入場できるパスカードを交付することにより、ホームステイ中の外国人来訪者が日本文化に触れる機会を提供し、及びその理解を深める活動を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人来訪者 日本国籍を有しない者であって、小松市に住民登録がない者。
- (2) 主催団体 主たる活動の場が県内である国際交流団体及びそれに準ずると市長が認める団体。

### (パスカードの交付)

第3条 次の各号に該当する者に対し、それぞれ当該各号に規定する数のホストファミリーパスカード（以下「パスカード」という。）を交付する。

- (1) 本市の区域内において、主催団体が主催する1泊以上のホームステイを行う外国人来訪者を受け入れする世帯の世帯主 外国人来訪者1名につき1枚
- (2) 前号に準じる者として市長が認める者 市長が認めた枚数

2 パスカードの交付を受けたものは、パスカードの提示により次のサービスの提供を受けることができる。

- (1) ミュージアムパスポート（小松市文化施設等における共通入館券の発行に関する条例（平成23年度小松市条例第40号）により利用できる施設の入場料の免除。
- (2) 下表に掲げる施設のうちいずれか1つの施設において1回に限り、同表の右欄に掲げるサービス。

サイエンスヒルズこまつ	3Dスタジオ+ワンダーランドセット券の交付
ハニベ巖窟院	拝観券（大人）の交付
日本自動車博物館	入館券（大人）の交付
加賀伝統工芸村ゆのくにの森	入村券（大人）の交付
那谷寺	拝観券（大人）の交付
八十山雅子・和代美術館	入館券（一般）の交付

3 パスカードの交付は、無料とする。

### (交付の申請)

第4条 パスカードの交付を受けようとする者は、パスカードを使用しようとする1週間前までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小松市ホストファミリーパスカード交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 日程表
- (4) 交付対象者及び外国人来訪者の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第2条第2号の主催団体によるものに限る。

(パスポートの交付)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、内容を審査の上、パスカードを交付するものとする。ただし予算の範囲内とする。

2 市長は、パスカードの交付を行わないときは文書その他の方法により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第6条 パスカードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業終了日までに、次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第7条に規定する軽微な変更の場合は返納をもって書類の提出に代えることができる。

(1) 交付申請時の交付必要枚数に変更があった場合

(2) 事業を中止するとき

(3) 交付申請を取り消しするとき

2 前項の変更等の申請をするときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 変更等承認申請書(様式第2号)

(2) 交付対象者及び外国人来訪者の名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は変更等を承認したときは、その旨を主催者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 前条の軽微な変更とは、次の各号の全てに該当するものをいう。

(1) 交付対象の事業の主催者、名称、開催期間に変更を伴わない場合

(2) 外国人来訪者の人数が減る場合

(パスカードの再交付)

第8条 パスカードの破損または紛失などによる再交付は認めない。ただし、やむを得ない事情で市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(パスカードの不正使用等の禁止及び返還)

第9条 パスカードはいかなる事情があっても、これを複製し、又は第三者へ譲渡することはできない。

2 前項の規定に違反した場合、市長は交付したパスカードの全部または一部の返還を請求することができるものとする。また、発覚時に使用済の場合は、不正使用により免れた代金を請求することができるものとする。

(各施設の支払いの請求)

第10条 第3条2項第2号に掲げる施設は、毎月パスカードの指定された断片を請求書に添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。